

令和 5 年 2 月号

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將

〒381-1221

長野市松代町東条 3116-3

電話:026-278-3555

e-mail:ima@ichiba-sr.com

FAX:026-278-3540

URL:www.ichiba-sr.com



2023年の労務イベントとその対応



◆「賃金」に関する改正への対応

4月1日以降、月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%（深夜割増賃金率は75%）となります（引上げ分の割増賃金支払いに代えて有給の休暇（代替休暇）の付与も可能）。就業規則等の見直しの要否とあわせて、残業の申請・承認、残業時間が長い従業員への健康管理も含めた注意喚起など、長時間労働を抑制する取組みができていないか確認しておきましょう。

また、2020年4月以降賃金請求権の消滅時効期間が3年に延長されており、4月1日以降、過去3年分の賃金請求権が発生します。賃金不払いをめぐるトラブル予防のため、労働時間把握や集計、割増賃金計算などに不備がないか確認しておきましょう。

さらに、デジタルマネーによる賃金支払いも導入されます。若い従業員などが希望する可能性もありますから、対応を検討しておきましょう。

◆「データ公表義務」への対応

2022年7月施行の改正女性活躍推進法により、次の事業年度の開始後概ね3カ月以内での「男女賃金の差異」の情報公表が、301人以上の企業で義務化されています。厚生労働省のデータベース等での公表のほか、働きやすさを示すデータとして募集時に活用されることも考えられます。義務化の対象となっていない企業においても対応を検討しておきましょう。

また、4月以降、常時雇用1,000人超の事業主に、育児休業等の取得状況の年1回公表が義務づけられます。江崎グリコ株式会社による昨年9月の調査で、パパ育休制度を認知している人の7割超が利用したいと回答するなど、利用しやすい環境が整っているかも関心を集めていますので、こちらも対応を検討しておくといでしょう。

【厚生労働省リーフレット「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

【厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03_00028.html

【厚生労働省「女性の活躍に関する「情報公表」が変わります】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000962289.pdf>

【厚生労働省「「育児休業平均取得日数」を公表する場合の公表・計算例について】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001029777.pdf>

企業年金の運用に企業責任義務化へ!?



◆貯蓄から投資の時代へ

政府は、企業等に蓄積された325兆円の現預金を、人・スタートアップ・GX・DXといった重要分野への投資につなげ、成長を後押しするとともに、我が国の家計に眠る現預金を投資につなげ、家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要であるとして、「資産所得倍増プラン」を掲げました。そして、以下の7本柱の取組みを一体として推進するとしています。

- ① 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化
- ② 加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革
- ③ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ④ 雇用者に対する資産形成の強化
- ⑤ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ⑥ 世界に開かれた国際金融センターの実現
- ⑦ 顧客本位の業務運営の確保

◆企業による雇用者の資産形成に向けた強化

「資産所得倍増プラン」の柱の1つである「企業による雇用者への資産形成の強化」において、企業は、従業員が資産形成に関するアドバイスを得られるようにしたり、所得水準を上げたり、中小企業においては職場つ

みたとNISAや企業型確定拠出年金（DC）、iDeCoが広がる取組みを行ったりすることが求められます。

◆金融庁の狙い

「資産所得倍増プラン」に関連して、金融庁は、企業年金の運用について、企業自身も責任を負うように法律で義務付けるとしています（2022.12.5日経新聞）。企業型DCについて運用されない資産放置が約2,600億円あったり、確定給付企業年金(DB)では知識のない担当者が金融機関に任せきりで運用戦略がなかったり等、企業年金の運用に問題があるとして、2023年の通常国会で金融サービス提供法などの改正を目指しています。

今後、企業にどのようなことが課せられるのか、法改正を含めて動向を追う必要がありそうです。

【厚生労働省社会保障審議会 企業年金・個人年金部会資料「資産所得倍増プラン」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001020919.pdf>

□□□今月のことば □□□



今、日本に「軍」を作っているのか

戦争とは人の命に序列をつけることである。軍人が最高位に位置し、兵力に換算されない者は死んでもいい存在となる。この序列は昭和陸軍の基本的な体質であった。当然ながら戦略や戦術にもそれが反映されている。そのことを紹介する。

昭和50年代の初め、私は「陸海軍を合わせて4000人余も特攻隊員たちが亡くなっている。そのうちの7割近くは学徒兵や少年飛行兵ではないか。なぜ軍人がいかなかったのか。その理由を知りたい」との質問を持って軍事指導者の間を歩いた。誰もが答えなかった。

それでも参謀本部に在籍していた高級軍人が声を落としてこう漏らした。「君は軍事についてはあまり知らないね。一人の軍人をつくるために、国はどれだけの予算を使うと思うかね。それを考えたらやむを得ないだろうね」

私が「そうすると特攻作戦につぎ込まれた学徒兵は費用をかけていないからいいとの考えになりますね」と補足質問をすると、その軍人はうなずいた。そして「軍国主義とはそういうものなんだ」と付け足した。これであることに合点がいった。

昭和20年8月6日、広島に原爆が落ちた。翌日、街に入って遺体の処理にあたったのは広島近在の旧制中学の学生(今の高校生)や高等女学校の学生たちであった。これらの学生の中からは2次被害も出ているという。

こうした学生ではなく、近くの江田島にいる海軍兵学校の生徒を何故送らなかったのだろうかと思ったのだが、これも前述の軍人の声を聞けばわかる。ほぼ同じ年代でも軍人の卵のほうを温存しなければならないのだ。これも人命を差別していることの証しである。その点を理解しなければならない。

敗戦後に旧満州からいち早く帰国したのが関東軍の家族たちであったことも公然たる事実であった。

軍人がいかに特権的に国家を利用したか、そういう裏切りの検証なくして日本に「軍」の創設はあり得ないと言うべきであろう。

『「裏切りの近現代史」で読み解く 歴史が暗転するとき』

著 保阪 正康

❁❁❁事務所よりひとこと❁❁❁



年が明けて早一か月、まだまだ寒さが厳しく春が待ち遠しい毎日です。実はここ二か月程の間に鍋やフライパンを7個も買ってしまいました。昨年の12月に東急の実演販売で無水調理鍋を買ったのがきっかけですが、年季が入ったものが多いので総入れ替えする良い機会となりました。まだ使えそうなものはフリマサイトで処分しましたが、購入者に破損して届き肝を冷やすなんてこともありました。直径28センチの大きい鍋も買ったのでブリ大根・おでん・かぼちゃの煮物など野菜料理を思う存分作っています。

聞くところによると、当事務所の方々の飼っているワンちゃん達もドッグフードだけでなく野菜も好物とのこと。某CMの「冬の私は弱いから」の乳酸菌も良いですが、野菜のビタミンやミネラルで免疫力を引き出し冬を乗り切りたいと思います。(宮坂)

【お知らせ👉】 ~ご不明な点は当事務所までお問い合わせください~

◆令和5年4月より、中小企業においても月60時間超の時間外労働に対する割増率が50%となります。それに伴い賃金規程の改定が必要です。見本を添付いたしますので参考にしてください。

◆令和5年4月より雇用保険料率に変更となり、労働者・事業主ともに1/1,000ずつ負担増となります。

| 事業の種類 | 労働者負担 | 事業主負担 |
|--------------|---------|------------|
| 一般の事業 | 6/1,000 | 9.5/1,000 |
| 農林水産・清酒製造の事業 | 7/1,000 | 10.5/1,000 |
| 建設の事業 | 7/1,000 | 11.5/1,000 |